

後期高齢者医療制度①

～保険料率の見直しについて～

保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

〈医療分〉

均等割 (被保険者が等しく負担)	所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)
【令和6・7年度】 年間 52,953円 +7,010円	【令和6・7年度】 年間 11.79% △0.18ポイント	【令和6・7年度】 年間 80万円 +5万円
【令和8・9年度】 年間 59,963円	【令和8・9年度】 年間 11.61%	【令和8・9年度】 年間 85万円

保険料率に関する制度改正がありました

すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。

現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されたほか、子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

〈子ども分〉

子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、医療費分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率が算定されます。

均等割 (被保険者が等しく負担)	所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)
【令和8年度】 年間 1,364円	【令和8年度】 年間 0.28%	【令和8年度】 年間 21,000円

均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

対象者の所得要件 (世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)		軽減割合
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	→ 令和8年度から →	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	→	2割軽減

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

町民サービス課保険年金係 ☎ 01547-2-2171 内線(523)